

入間川地区の中学校の統廃合計画の構成（素案）

※本資料は、入間川地区中学校統廃合検討協議会において統廃合を具体的に進めるうえで、これから検討が必要な事項を分かりやすく示すために作成したものです。

1 計画策定の趣旨

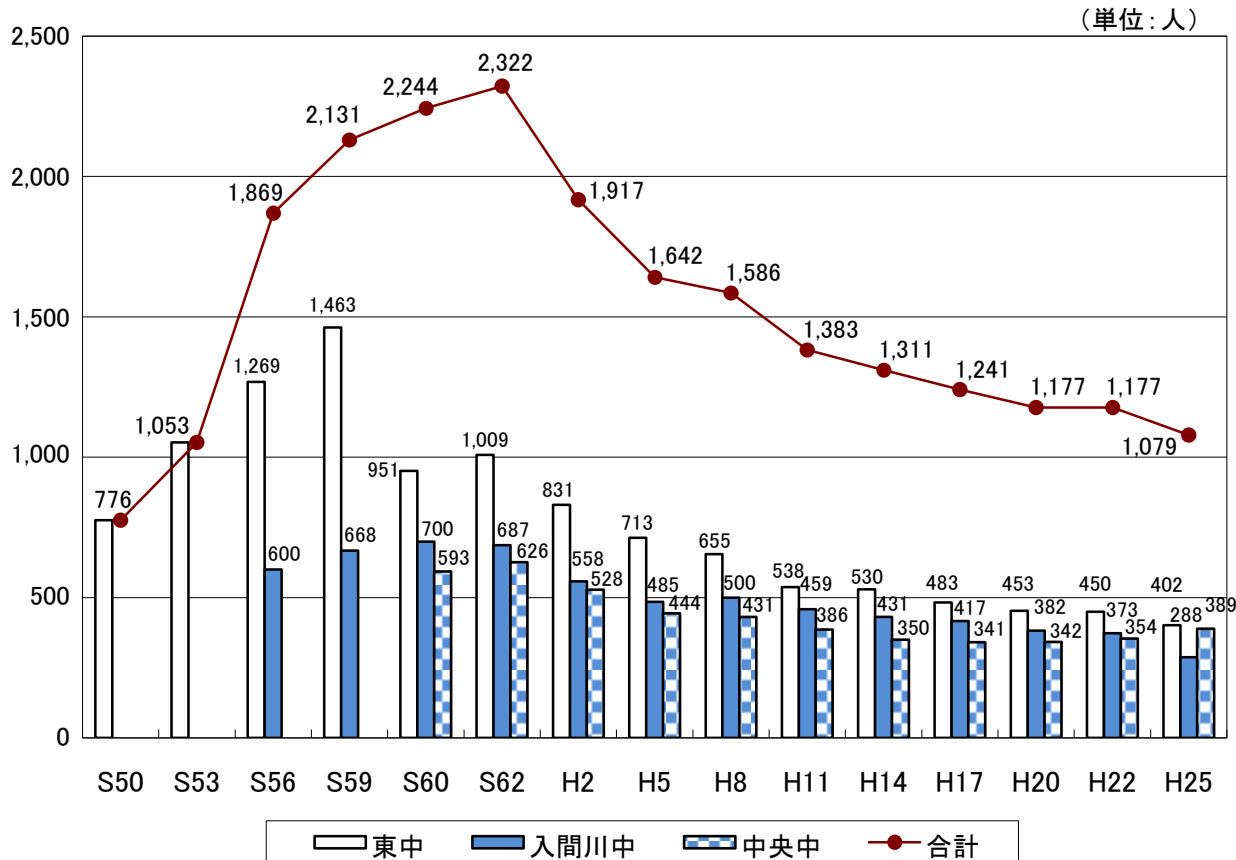
狭山市教育委員会では、「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成19年9月に策定し、このなかで、入間川地区については、中学校1校について統廃合の検討が必要であるとしている。

これを受けて、入間川地区では、生徒の保護者、自治会関係者、地域住民の代表及び関係する中学校の学校長等で組織する入間川地区中学校統廃合検討協議会を平成22年12月に設置し、統廃合の是非も含め、具体的な検討を進めてきた。

この計画は、本協議会における検討協議の結果をとりまとめたものであり、これを提言という形で、狭山市教育委員会へ提出するものである。

2 中学校の生徒数等の推移と今後の見通し

《 生徒数の推移 》



区 分	S50	S53	S56	S59	S60	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H22	H25
東 中	776	1,053	1,269	1,463	951	1,009	831	713	655	538	530	483	453	450	402
入間川中			600	668	700	687	558	485	500	459	431	417	382	373	288
中 央 中					593	626	528	444	431	386	350	341	342	354	389
合 計	776	1,053	1,869	2,131	2,244	2,322	1,917	1,642	1,586	1,383	1,311	1,241	1,177	1,177	1,079

注) 特別支援学級の生徒数は含まれていない。

《 学級数の推移 》

区 分	S50	S53	S56	S59	S60	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H22	H25
東 中	19	25	30	34	22	24	21	19	18	15	15	14	13	13	12
入間川中			15	17	18	17	15	14	14	13	12	12	11	11	9
中 央 中					15	15	14	13	13	11	11	10	10	11	11
合 計	19	25	45	51	55	56	50	46	45	39	38	36	34	35	32

注) 特別支援学級の数に含まれていない。

入間川地区の中学校の生徒数は、昭和62年をピークに減少し、平成25年には、ピーク時に比べて約50%減少している。

学級数も、昭和62年をピークに減少し、平成25年には、ピーク時に比べて約40%減少している。

《 生徒数・学級数の推計 》

① 入間川地区の推計

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
東 中	401 (10) 12 (2)	427 (10) 12 (2)	436 (10) 12 (2)	402 (10) 12 (2)	412 (10) 12 (2)	396 (10) 12 (2)	399 (10) 12 (2)
入間川中	255 9	302 10	328 9	339 9	322 9	318 9	320 9
中 央 中	423 12	409 12	396 12	404 12	389 12	415 11	391 11
合 計	1,079 (10) 33 (2)	1,138 (10) 34 (2)	1,160 (10) 33 (2)	1,145 (10) 33 (2)	1,123 (10) 33 (2)	1,129 (10) 32 (2)	1,110 (10) 32 (2)

1) 上段は生徒数、下段は学級数で、() 内は特別支援学級で外数。

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出。

② 狭山台地区の推計

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
狭山台中	299 9	282 9	267 9	250 9	230 8	212 7	206 6

1) 上段は生徒数、下段は学級数で、() 内は特別支援学級で外数。

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出。

入間川地区の中学校の生徒数は、当面は、現状の生徒数で推移すると推測される。

一方、狭山台地区にある狭山台中学校は、生徒の減少が進み、平成32年には6学級となると推測され、中学校の適正規模（12～18学級）から大きく乖離し、教職員の配置など教育環境に対する影響が懸念される。

3 中学校の規模と配置の適正化の必要性和方法

基本方針では、中学校の適正規模を12～18学級とし、現在3校ある入間川地区の中学校については、適正規模の観点から2校が適正であるとし、統廃合の検討が必要であるとしている。

基本方針を踏まえ、入間川地区中学校統廃合検討協議会において、統廃合の是非を含めて検討をした結果、入間川地区の中学校については、通学区域の拡大により3校の規模のバランスを図ることには難しく、一方で、近接の狭山台中学校では小規模化が進む状況があり、その解消も必要になってきている。

これらの状況を踏まえ、入間川地区の中学校については、統廃合の方法により、狭山台地区も含めた形で学校の規模と配置の適正化を図る必要がある。

4 中学校の統廃合に関する基本的な合意事項

本協議会では、入間川地区の中学校の統廃合について、具体的に検討協議を進め、次のとおり合意した。

(1) 統廃合の対象校

入間川地区の中学校については、1校を統廃合することとし、具体的には、中学校3校の立地条件、施設の状況等を総合的に勘案し、東中学校を統廃合の対象とする。

(2) 通学区域の見直し

東中学校を統廃合の対象とすることに伴う通学区域の見直しについては、「資料1」のとおり、東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校に、御狩場小学校区の部分を山王中学校に編入統合する。

なお、新狭山小学校に通っていた児童に限り、堀兼中学校への新入学を可能とする特別許可地区の設定は統廃合後も継続するとともに、新狭山小学校及び御狩場小学校から東中学校へ入学した在校生（統合時に中学2年生または中学3年生）については、狭山台中学校への通学も可能とする。

また、統廃合を機に、富士見小学校区のうち狭山中央通り北側の一部区域を、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区として新たに設定する。

(3) 統廃合の時期

統廃合の時期は、平成28年4月とする。

(4) 統廃合の方法

※検討事項

(5) 統廃合後の中学校の名称

※検討事項

5 統廃合後の中学校の生徒数等の見通し

生徒数・学級数の推計

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
中 央 中	418 12	425 13	408 12	435 13	414 12
狭山台中	666 18	621 18	610 17	572 15	569 16
合 計	1084 30	1046 31	1018 29	1007 28	983 28

1) 上段は生徒数、下段は学級数で、() 内は特別支援学級で外数。

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出。

平成28年の統廃合後は、中央中学校及び狭山台中学校ともに、学級数は、ほぼ適正規模の範囲で推移することが見込まれる。

6 統廃合に伴う通学路の取扱い

(1) 統廃合後の通学路

※検討事項

(2) 通学路の安全対策

※検討事項

7 統廃合に伴う制服等の取扱い

(1) 制服

※検討事項

(2) 運動着等

※検討事項

8 統合先の中学校の環境整備

(1) 狭山台中学校

-

(2) 中央中学校

-

9 統廃合にあたっての留意事項

-
-
-

10 跡地の活用等

- 避難所の確保、東中学校のメモリアルなど
-

11 説明会の開催等

入間川地区の中学校の統廃合について具体的に検討を進めるなかで、次のとおり、関係する保護者等に対して説明会を開催するなどして、統廃合に対する意見の把握や理解の醸成に取り組んだ。

(1) 保護者への説明

① 保護者対象説明会

平成24年	4月21日(土)	東中学校
平成24年	9月23日(日)	東中学校
平成24年10月13日(土)		富士見小学校(午前)
平成24年10月13日(土)		市役所(午後)(入間川東小学校・奥富小学校対象)
平成25年	7月29日(月)	東中学校(午前)
平成25年	7月29日(月)	富士見小学校(午後)
平成25年	7月31日(水)	富士見小学校(午前)
平成25年	7月31日(水)	東中学校(午後)
平成25年10月12日(土)		狭山台中学校(P T A主催)
平成25年11月9日(日)		富士見小学校
平成25年11月13日(水)		富士見小学校
平成25年11月21日(木)		新狭山小学校
平成25年11月26日(火)		狭山台小学校
平成26年	月 日()	学校
平成26年	月 日()	学校
平成26年	月 日()	学校
平成26年	月 日()	学校

② P T A役員対象説明会

平成24年	3月10日(土)	東中学校(P T A運営委員会)
平成24年	7月10日(火)	富士見小学校(P T A運営委員会)
平成24年	7月14日(土)	入間川東小学校(P T A運営委員会)

（２）保護者アンケート調査の実施

- ① 保護者対象説明会の出席者に対するアンケート調査
平成２４年９月～

（３）地域住民への説明

- ① 入間川地区自治会連合会への説明
平成２４年 ３月２１日（水） 中央公民館
平成２５年 ９月１７日（日） 中央公民館
- ② 狭山台地区自治会連合会への説明
平成２５年 ２月１５日（金） 狭山台公民館
平成２５年 ５月１７日（金） 狭山台公民館
- ③ ホームページ
平成２３年１月～

（４）教職員への説明

- ① 東中学校教職員への説明
平成２４年１０月２２日（月） 東中学校
- ② 小中学校長への説明
平成２４年１２月１４日（金） 教育センター
平成２５年１２月１０日（月） 教育センター

12 検討協議会等の検討結果

入間川地区中学校統廃合検討協議会及び狭山台地区における検討状況は、次のとおりである。

(1) 検討協議会の検討状況

第1回（平成23年1月31日）

基本方針の内容を確認したうえで、入間川地区の中学校の現状、生徒数及び学級数の今後の見込み、小規模校の課題等について説明を行った。

第2回（平成23年6月16日）

通学の観点から、互いの距離が近い東中学校と中央中学校のいずれかを統廃合の対象として検討すべきなどといった意見が出された。

第3回（平成23年8月4日）

入間川地区の各中学校を統廃合した場合の学区の見直し案を参考に、統廃合の対象校について意見が交わされた。

第4回（平成23年9月22日）

基本方針に示されているとおり、新築や建替えではなく、既存の学校施設を活用する形で統廃合を進めることが確認された。

第5回（平成23年10月27日）

統廃合の対象を東中学校か中央中学校のいずれかに絞った形で改めて学区の見直し案を提示し、それらの案について意見が交わされた。

第6回（平成23年11月24日）

入間川地区の中学校の統廃合については、東中学校を統廃合の対象校として、今後、具体的な検討を進めることが合意された。

合意事項

入間川地区の中学校の統廃合については、校舎の老朽度や通学距離などを総合的に勘案し、東中学校を統廃合の対象校とし、今後は、通学区域の見直しや統廃合の時期等について、具体的に検討を進める。

第7回（平成24年2月9日）

今後の進め方について、通学区域の見直しについては、部会を設置して検討することが確認された。

第 8 回（平成 2 4 年 3 月 2 9 日）

平成 2 4 年度の検討協議会及び学区部会の委員構成について検討した。

第 9 回（平成 2 4 年 1 2 月 2 日）

学区部会での検討経過の報告とあわせ、第 6 回会議で合意された東中学校を統廃合の対象校とすることについて、改めて確認された。

第 1 0 回（平成 2 5 年 3 月 2 7 日）

学区部会での検討結果を踏まえて、通学区域の見直し等が合意された。

合意事項

・通学区域の見直し

東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校に、御狩場小学校区の部分を山王中学校に編入統合する。

なお、新狭山小学校に通っていた児童に限り、堀兼中学校への新入学を可能とする特別許可地区の設定は統廃合後も継続する。

また、新狭山小学校及び御狩場小学校から東中学校へ入学した在校生（統合時に中学 2 年生または中学 3 年生）については、狭山台中学校への通学も可能とする。

現在の特別許可地区（富士見小学校区のうち狭山台中学校への通学も可能な区域）の範囲は変更しない。

・特別許可地区の設定

統廃合の時期に合わせて、富士見小学校区のうち中央中学校への通学も可能とする特別許可地区を新たに設定する。

第 1 1 回（平成 2 5 年 1 0 月 1 日）

特別許可地区を設定した通学区域の見直しの内容及び統廃合の時期について合意された。

合意事項

・特別許可地区の設定

統廃合を機に、富士見小学校区のうち狭山中央通りの北側の一部を、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区として新たに設定する。

・統廃合の時期

統廃合の時期は、平成 2 8 年 4 月とする。

第 1 2 回（平成 2 6 年 2 月 2 4 日）

第 1 3 回（平成 2 6 年 月 日）

（2）学区部会の検討状況

第 1 回（平成 2 4 年 5 月 2 8 日）

通学区域の見直し案を提示し、これについて検討した。

第 2 回（平成 2 4 年 7 月 1 7 日）

通学区域の見直し案について検討した。

第 3 回（平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日）

通学区域の見直し案については、富士見小学校区を狭山台中学校へ編入する案を軸に、今後協議していくことになった。

第 4 回（平成 2 5 年 2 月 2 5 日）

狭山台地区の関係者及び東中学校区に関連する自治会長が新たに協議に加わり、改めて通学区域の見直し案について検討した。

第 5 回（平成 2 5 年 3 月 1 8 日）

通学区域の見直しについては、東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校に、御狩場小学校区の部分を山王中学校に編入統合することなどが合意された。

（3）特別許可地区の検討

第 1 回（平成 2 5 年 7 月 1 日）

富士見小学校・東中学校の新旧 P T A 会長との協議

第 2 回（平成 2 5 年 9 月 2 8 日）

上記 P T A 会長及び関係する自治会長との協議において原案を決定

（4）狭山台中学校区受入検討委員会

準備会（平成 2 5 年 7 月 3 0 日）

委員の構成について協議した。

第 1 回（平成 2 5 年 8 月 2 8 日）

会長等の互選、会議の名称、今後の進め方について協議した。

13 むすびに

平成26年 月

入間川地区中学校統廃合検討協議会
会 長 船 田 朋 美